

国民相談告知書

管理番号 平成22年 第 1123 号

以前貴方様が契約された運営会社にて、未納料金ないしは契約違反等により原告側から訴状申請書を管轄簡易裁判所に提出されたので本書送付を行っております。

当確会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け廻りますが原告側が提出した訴訟内容をご本人様と確認する機関になる為、原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

このまま放置された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に、出廷となります。

尚、口頭弁論当日に欠席された方は民事訴訟法に基づき「民事訴訟規定第368条～第381条」あなた様の給料や保有財産等の差し押さえをされてしまう事がありますので、十分にご注意下さい。

※万が一覚えのない業者からご自宅又は携帯電話に勧誘等が過去に有られた方は、不正契約をされるといった手口も見受けられますので、至急ご連絡をお願い致します。

(相談窓口)

03-3231-7065

(受付時間)

9:30~17:30

(土・日・祭日を除く)

〒102-0083

東京都千代田区麹町6-5-15 住友ビル2階

財団法人

日本国民生活支援センター